＊＊　まんのう町放課後児童クラブ利用上の注意　＊＊

安全な放課後児童クラブ利用には、保護者と指導員の協力が不可欠です。
保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

児童クラブは留守家庭になる場合のみ利用できます。宿題をして帰ってきて欲しいから、友達が利用していて楽しそうだから、という理由では利用できません。

また、利用を希望する期間内でもお子様を保育できる方がいる日は利用できません。お仕事が休みの日や就業時間によって保護者の方等が家におられる場合(在宅勤務・テレワークを除く。)は、ご家庭でお子様との時間を大切にしてあげてください。

また、仕事を辞められた、育児休業を取得されているなど、保護者の方がご家庭におられるようになった場合は「中止届」を提出してください。

放課後児童クラブでは宿題を行う習慣をつける指導はしますが、宿題を全部仕上げることや、正解まで求めることを目的とはしておりません。そのため、勉強を教えるような一般的な塾のようなことは行っておりません。宿題はご家庭でご確認ください。

【昼食について】

学校給食のない日は、各自お弁当、水筒を持参してください。

【出欠の連絡について】

出欠の予定が変わった場合は、必ず各放課後児童クラブまたは教育委員会(学校教育課)に連絡をお願いします。児童からだけの変更の連絡では受付できませんので、必ず保護者からお願いします。

【保護者等の送迎について】

放課後児童クラブを利用する児童の保護者等は、当該児童の安全を図るため、利用に際しては送迎の責務を負うものとします。来室（土曜日、振替休業日、長期休業日)、退室する際には、保護者の方が必ず放課後児童クラブ教室入口まで来てください。指導員との対面での引き渡しをお願いします。

保護者の方が指定する代理人が送迎する場合は、事前の申し出(委任状)が必要です。また、利用児童の安全のため、代理人の方の本人確認をさせていただく場合もありますのでご了承ください。

【問い合わせについて】

問い合わせは学校ではなく、教育委員会(学校教育課)または各放課後児童クラブへご連絡ください。各放課後児童クラブへの電話は、平日午後３時以降、振替休業日及び長期休業中は午前７時３０分以降にお願いします。

【その他】

施設及びその備品等を壊した場合は、全額弁償していただきますのでご承知願います。

既納の利用料は還付しません。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではありません。なお、還付金が発生した場合は、利用料振替口座へ送金します。